

## 大阪府漁業振興事業費補助金等交付要綱

### (目的)

第1条 府は、漁業の振興を図るため、予算の定めるところにより、市町村、水産業協同組合法第2条に規定する組合（以下「組合」という。）及び知事が適當と認める団体（以下「補助事業者」という。）に対し漁業振興事業費補助金及び市町村等事業推進費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び対象となる経費並びに補助率は、別表1のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の知事が定める期日又は第6条第1項第1号及び第2号の知事の承認を受けるための申請期日は、補助事業を開始又は補助事業の変更を開始する20日前とし、申請書の様式は別紙様式第1号又は別紙様式第2号とする。

2 前項の交付申請書又は交付変更申請書に添付する書類は、次のとおりとし、様式は別に定める。

- (1) 事業収支予算書
- (2) その他、知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る

仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 4 第1項の申請書を提出するにあたっては、規則第2条第2項に規定する補助事業者に該当することを確認するため、知事に要件確認申立書（様式第10号）及び暴力団等審査情報（様式第11号）を提出しなければならない。

ただし、補助事業者が地方公共団体、大阪府指定出資法人、又は別表4に掲げる法人である場合については、この限りではない。

#### （補助の条件）

第4条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5か年の間、整備保管しておかなければならぬ。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 規則第19条に定める財産は、知事の定める期間内において、知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

- 2 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、別表2に定めた重要な変更を除くものとする。
- 3 補助金の交付の決定から額の確定までの間に補助事業者が規則第2条第2号イ号からハ号に該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第12号）により速やかに知事に届出を行い、その指示を受けること。

#### （事業の中止又は廃止）

第5条 規則第6条第1項第3号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第3号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の申請をした者は、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 20 日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第 7 条 規則第 10 条の規定による報告は事業着手報告書(別紙様式第 4 号)を、当該事業に着手した日から起算して 10 日を経過した日までに、また、事業完了報告書(別紙様式 5 号)を事業完了した日から起算して 10 日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定に係る年度の 12 月末日現在において、事業遂行状況報告書(別紙様式 6 号)を作成し、その翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 規則第 12 条による事業実績報告書(別紙様式第 7 号)は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付の決定があった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書に添付する書類は、次のとおりとし、様式は別に定める。

- (1) 事業収支精算書
- (2) 事業の完了を証する写真
- (3) 請負契約書等の写し
- (4) その他、知事が必要を認める書類

3 第 3 条第 3 項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するにあたって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条の規定による補助金額の確定後交付するものとする。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知又は交付決定通知を受け取った日以後、速やかに補助金交付請求書(別紙様式第8号)を提出しなければならない。ただし、補助金の全額を補助金の確定後に交付を受けようとする場合は、請求書の提出を省略することができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、第8条第1項の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第3条第3項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定めるものの財産の種類及び処分制限期間については、別表3のとおりとする。

(雑則)

第12条 この要綱の施行に関し、必要事項は別途知事が定めるものとする。

附　　則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、大阪府漁業生産奨励補助金交付要綱（昭和45年11月2日施行）は平成7年3月31日をもって廃止する。

（適用区分）

- 3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定があった補助金についてはなお従前の例による。

附　　則

- 1 この要綱は、平成30年9月4日より施行する。
- 2 別表1に掲げる事業のうち、農林水産業共同利用施設災害復旧事業について、査定前着工をする場合の手続きについては別に定める。

附　　則

この要綱は、令和2年3月26日より施行する。

附　　則

この要綱は、令和2年11月4日より施行する。

附　　則

この要綱は、令和3年3月22日より施行する。

附　　則

この要綱は、令和3年11月22日より施行する。

附　　則

この要綱は、令和4年3月29日より施行する。

附　　則

この要綱は、令和4年8月23日より施行する。

附　　則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。